

公益財団法人宮崎県スポーツ協会常勤役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第33条第3項の規定に基づき、定款第27条第1項に定める理事及び監事（以下「役員」という。）のうち、常勤の役員の報酬等の額及びその支給基準について定めることを目的とする。

(常勤役員)

第2条 常勤役員とは、理事のうち本会の事務局を主たる勤務場所とし、本会の事務局職員に準じた勤務をする者をいう。

(報酬の額等)

第3条 常勤役員の報酬は、本給、特別手当及び通勤手当とし、各年度の総額が5,000,000円を超えない範囲内で、理事会で定める。

2 前項にかかわらず常勤役員が宮崎県職員の身分を有する場合の報酬は、職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号）の適用を受ける職員の例による。

(旅費)

第4条 常勤の役員が、本会の用務のため旅行する場合の旅費は、特に定める場合を除き、公益財団法人宮崎県スポーツ協会旅費規程により計算した額を支給する。

(費用)

第5条 常勤役員が、本会に関する用務のため特別の経費を負担する場合は、その経費を支給する。

(支給方法)

第6条 第3条から前条までの報酬等の支給方法は、この規程に定めるもののほか、本会事務局職員の例による。

(規程の変更)

第7条 この規程の改正等は、理事会及び評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、常勤の役員の報酬等の額及びその支給基準に関し必要な事項は、理事会で審議して、会長が定める。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。
- 2 平成25年3月22日 一部改正
- 3 平成30年4月1日 一部改正
- 4 令和2年3月17日 一部改正